

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	伊予市

# 伊予市鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名：伊予市産業建設部農業振興課

所在地：伊予市市場甲127番地1

電話番号：089-983-6350

FAX番号：089-983-6353

メールアドレス：noushin@city.iyo.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・カラス類・ヒヨドリ・タヌキ・ハクビシン・アナグマ・ニホンザル・ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	伊予市全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	119千円、1.03ha
	果樹（温州みかん等）	12,783千円、2.97ha
	野菜（トマト等）	445千円、0.56ha
	いも類（ばれいしょ等）	17千円、0.01ha
	計	13,364千円、4.57ha
カラス類	果樹（温州みかん等）	3,048千円、0.69ha
	野菜（トマト等）	10千円、0.01ha
	計	3,058千円、0.70ha
ヒヨドリ	果樹（温州みかん等）	415千円、0.54ha
	計	415千円、0.54ha
タヌキ	果樹（温州みかん等）	40千円、0.07ha
	計	40千円、0.07ha
ハクビシン	果樹（温州みかん等）	2,775千円、0.48ha
	計	2,775千円、0.48ha
アナグマ	農作物等被害があるものの、被害数値は把握できていない。今後は聞き取り等により被害把握に努める。	
ニホンザル	農作物等被害があるものの、被害数値は把握できていない。今後は聞き取り等により被害把握に努める。	
ニホンジカ	農作物等被害があるものの、被害数値は把握できていない。今後は聞き取り等により被害把握に努める。	

### (2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
鳥獣全般	電気柵等の設置による被害防止対策を実施している地域には効果が上がっているが、未対策地域や管理不足園地への侵入を繰り返している。 また、農業者の高齢化や離農に伴い耕作放棄地が増加し、繁殖率の高い野生鳥獣の個体数増加や生息域が拡大しており中山間地域を中心に平野部においても被害が発生している。
イノシシ	農作物被害や、法面の崩壊、掘り起こし等の被害が依然として発生している。近年は餌を求めて市街地にも出没してお

	<p>り、農作物被害だけに留まらず、人的被害が発生する可能性が高まっている。</p> <p>農作物被害として、4月～5月に野菜（タケノコ等）の食害、8～10月にかけて水稻・野菜の食害や掘返し被害、8月～12月にかけて果樹の食害や樹木のなぎ倒し等の被害が発生している。</p>
カラス類	伊予市全域に生息しており、一般ゴミの食い荒らし被害など、農作物被害だけでなく、生活衛生面にも被害を及ぼしている。
ヒヨドリ	伊予市全域で果樹や葉物野菜を中心とした農作物被害が発生している。
タヌキ ハクビシン アナグマ	伊予市全域に生息しており、果樹を中心とした農作物被害や人家侵入の被害が発生している。
ニホンザル	現在市内全域で群れの確認はされていないが、人家付近でハナレザルの目撃情報が寄せられており、市民に対する威嚇行為や農作物被害が発生している。
ニホンジカ	現在市内全域で群れの確認はされていない。中山地域を中心に年間1、2頭の捕獲となっており、柑橘等果樹の樹体被害を及ぼし始めている。

### (3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣の種類	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	イノシシ	13,364千円	12,028千円
	カラス類	3,058千円	2,752千円
	ヒヨドリ	415千円	374千円
	タヌキ	40千円	36千円
	ハクビシン	2,775千円	2,498千円
	合 計	19,652千円	17,688千円
	アナグマ ニホンザル ニホンジカ	被害把握に努め、農作物等被害を減らす。	
被害面積	イノシシ	4.57ha	4.11ha
	カラス類	0.70ha	0.63ha
	ヒヨドリ	0.54ha	0.49ha
	タヌキ	0.07ha	0.06ha
	ハクビシン	0.48ha	0.43ha
	合 計	6.36ha	5.72ha
	アナグマ ニホンザル ニホンジカ	被害把握に努め、農作物等被害を減らす。	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																																							
<p>捕獲等に関する取組み</p>	<p><b>【有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲】</b>  <b>実施地区：伊予市全域</b>                      [令和5年度]                      ○鳥獣被害防止総合対策事業（国補助）                      総事業費：5,672千円                      補助金：5,672千円                      ○有害鳥獣総合捕獲事業（県補助）                      総事業費：13,094千円                      補助金：3,839千円                      （捕獲実績） ※二段書の上段は国、下段は県</p>	<p>最も大きな被害を及ぼしているイノシシの捕獲頭数は、増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、高齢化が進行する狩猟者への負担が大きくなってきている。</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣（捕獲方法）</th> <th>補助基準額（円/頭）</th> <th>捕獲頭数（頭・匹・羽）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イノシシ（成獣）</td> <td>7,000円</td> <td rowspan="2">711頭</td> </tr> <tr> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イノシシ（幼獣）</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">430頭</td> </tr> <tr> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">カラス類</td> <td>200円</td> <td rowspan="2">47羽</td> </tr> <tr> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">タヌキ</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">77匹</td> </tr> <tr> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハクビシン</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">151匹</td> </tr> <tr> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ニホンザル（成獣）</td> <td>8,000円</td> <td rowspan="2">0匹</td> </tr> <tr> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ニホンザル（幼獣）</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">0匹</td> </tr> <tr> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ニホンジカ（成獣）</td> <td>7,000円</td> <td rowspan="2">4頭</td> </tr> <tr> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ニホンジカ（幼獣）</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="2">0頭</td> </tr> <tr> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象鳥獣（捕獲方法）	補助基準額（円/頭）	捕獲頭数（頭・匹・羽）	イノシシ（成獣）	7,000円	711頭	11,000円	イノシシ（幼獣）	1,000円	430頭	11,000円	カラス類	200円	47羽	1,000円	タヌキ	1,000円	77匹	2,000円	ハクビシン	1,000円	151匹	2,000円	ニホンザル（成獣）	8,000円	0匹	10,000円	ニホンザル（幼獣）	1,000円	0匹	10,000円	ニホンジカ（成獣）	7,000円	4頭	10,000円	ニホンジカ（幼獣）	1,000円	0頭	10,000円	
	対象鳥獣（捕獲方法）	補助基準額（円/頭）	捕獲頭数（頭・匹・羽）																																						
	イノシシ（成獣）	7,000円	711頭																																						
		11,000円																																							
	イノシシ（幼獣）	1,000円	430頭																																						
		11,000円																																							
	カラス類	200円	47羽																																						
		1,000円																																							
	タヌキ	1,000円	77匹																																						
		2,000円																																							
	ハクビシン	1,000円	151匹																																						
2,000円																																									
ニホンザル（成獣）	8,000円	0匹																																							
	10,000円																																								
ニホンザル（幼獣）	1,000円	0匹																																							
	10,000円																																								
ニホンジカ（成獣）	7,000円	4頭																																							
	10,000円																																								
ニホンジカ（幼獣）	1,000円	0頭																																							
	10,000円																																								
<p>[令和6年度]                      ○鳥獣被害防止総合対策事業（国補助）                      総事業費：9,559千円                      補助金：9,559千円                      ○有害鳥獣総合捕獲事業（県補助）                      総事業費：22,052千円                      補助金：3,878千円                      （捕獲実績） ※二段書の上段は国、下段は県</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象鳥獣（捕獲方法）</th> <th>補助基準額（円/頭）</th> <th>捕獲頭数（頭・匹・羽）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イノシシ（成獣）</td> <td>7,000円</td> <td rowspan="2">1,197頭</td> </tr> <tr> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象鳥獣（捕獲方法）	補助基準額（円/頭）	捕獲頭数（頭・匹・羽）	イノシシ（成獣）	7,000円	1,197頭	11,000円																																	
対象鳥獣（捕獲方法）	補助基準額（円/頭）	捕獲頭数（頭・匹・羽）																																							
イノシシ（成獣）	7,000円	1,197頭																																							
	11,000円																																								

イノシシ (幼獣)	1,000円 11,000円	719頭
カラス類	200円 1,000円	92羽
タヌキ	1,000円 2,000円	141匹
ハクビシン	1,000円 2,000円	295匹
ニホンザル (成獣)	8,000円 10,000円	0匹
ニホンザル (幼獣)	1,000円 10,000円	0匹
ニホンジカ (成獣)	7,000円 10,000円	1頭
ニホンジカ (幼獣)	1,000円 10,000円	0頭

[令和7年度]

○鳥獣被害防止総合対策事業（国補助）

総事業費：2,325千円

補助金：2,325千円

○有害鳥獣総合捕獲事業（県補助）

総事業費：4,798千円

補助金：2,005千円

（捕獲実績）

※二段書の上段は国、下段は県

対象鳥獣（捕獲方法）	補助基準額（円/頭）	捕獲頭数（頭・匹・羽）
イノシシ（成獣）	7,000円 11,000円	287頭
イノシシ（幼獣）	1,000円 11,000円	111頭
カラス類	200円 1,000円	34羽
タヌキ	1,000円 2,000円	54匹
ハクビシン	1,000円 2,000円	123匹
ニホンザル（成獣）	8,000円 10,000円	0匹
ニホンザル（幼獣）	1,000円 10,000円	0匹
ニホンジカ（成獣）	7,000円 10,000円	3頭

ニホンジカ (幼獣)	1,000円 10,000円	0頭
------------	-------------------	----

**【捕獲機材の導入】**

○鳥獣被害防止総合対策事業（国補助）

単位（千円）

年度	事業内容	総事業費	補助金
5	大型用箱わな13基 小型用箱わな7基	905	(国) 452 (市) 453
6	大型用箱わな15基 小型用箱わな10基	817	(国) 408 (市) 409
7	大型用箱わな15基 小型用箱わな10基	1,172	(国) 586 (市) 586

**【捕獲体制の整備】**

実施地区：伊予市全域

[令和5年度]

○捕獲隊支援事業（県補助）

総事業費： 1,182千円

補助金： 416千円

（補助内容）

新規狩猟免許取得に係る費用 2名 17千円

狩猟免許維持経費に係る費用 98名 1,165千円

[令和6年度]

○有害鳥獣捕獲隊等育成事業（県補助）

総事業費： 1,181千円

補助金： 335千円

（補助内容）

新規狩猟免許取得に係る費用 4名 36千円

狩猟免許維持経費に係る費用 98名 1,145千円

[令和7年度]

○捕獲隊支援事業（県補助）

総事業費： 1,130千円

補助金： 381千円

（補助内容）

新規狩猟免許取得に係る費用 4名 36千円

狩猟免許維持経費に係る費用 103名 1,094千円

防護柵の設置等に関する取組み	○鳥獣害防止施設整備事業（県補助）				補助事業を活用しての防護柵の設置促進を図り一定の効果が表れてきている。しかし、これまで被害が少なく、近年被害が増加してきた地域においては、防護柵が未整備の園地が存在しており、被害を受けている。	
	単位（千円）					
	年度	種類	総延長（m）	総事業費		補助金
	5	ワイヤーメッシュ柵	5,885	6,599		(県) 1,999 (市) 1,000
		電気柵	6,557			
		小動物用電気ネット	600			
	6	ワイヤーメッシュ柵	5,020	4,968		(県) 1,505 (市) 753
		電気柵	3,600			
	7	ワイヤーメッシュ柵	7,812	9,697		(県) 2,938 (市) 1,469
		電気柵	7,700			
		小動物用電気ネット	1,950			
		ワイヤーメッシュ取付用電気柵（イノシシ用）	380			
		ワイヤーメッシュ取付用電気柵（イノシシ+ハクビシン用）	730			

#### (5) 今後の取組方針

本市では、これまで「捕獲による個体数調整」、「防護柵の設置による農作物被害防止」を重点に置いた鳥獣害対策を進めてきた。特に繁殖力の高いイノシシにおいては、捕獲圧を高め、直近3年平均で年間1,200頭程度の捕獲実績を始め、補助事業を活用した防護柵の設置促進を図り、一定の鳥獣害対策の効果が現れてきている。

しかし、イノシシの捕獲頭数は増減を繰り返しながらも、増加傾向にあり、高齢化が進行する狩猟者への負担が増加しているほか、広範な地域に出没するイノシシへの対応は、人力的にも労力的にも困難になりつつある。また、農業者をはじめとする地域住民においては、「鳥獣害対策は行政・猟友会が行うもの」という認識でいる人が多いため、それを改め、行政、猟友会、地域住民等関係者が一体となった鳥獣害対策の啓発を図っていく。

捕獲に関しては、被害防止の重要な手段であるため、引き続き狩猟免許取得者に係る費用の助成や箱わな等の機材の導入を図り、充実した捕獲体制を整備して

いく。また、新しい捕獲技術の試験導入等を進め、捕獲活動の効率化と狩猟者への負担軽減の研究を進めていく。

防護柵に関しては、これまで大きな被害が出ていなかった地域において、防護柵設置による自衛への意識がまだまだ低いことから、補助事業を活用した防護柵設置の啓発を進め、被害減少を図る。

また、間接的な鳥獣被害防止策として、生息域管理活動や集落全体での鳥獣害対策への気運の醸成を図る。

生息域管理活動に関しては、園地周辺部の草木の伐採による緩衝帯の設置や放棄農地管理、園地内への廃棄農作物を減らす等、野生鳥獣のエサ場にしない、近寄らせない環境整備を図っていく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

伊予地区猟友会が、鳥獣被害を受けた地域住民の組織等から依頼を受け、有害鳥獣捕獲活動を実施する体制が整備されている。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8～10	イノシシ カラス類 ヒヨドリ タヌキ ハクビシン アナグマ ニホンザル ニホンジカ	地域住民に対し、新規の狩猟免許取得を推進するため、制度等の周知を行うとともに、狩猟免許取得費用の助成を行う。 また、わな猟の狩猟免許取得者に対しては、箱わなの捕獲機材の貸与で捕獲活動を支援する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
愛媛県第13次鳥獣保護管理事業計画、第5次愛媛県イノシシ適正管理計画、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画及び「第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画」を踏まえ、本市における近年の有害鳥獣捕獲頭数及び被害状況を勘案して次のとおり設定する。			
対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
カラス類	110羽	110羽	110羽
ヒヨドリ	80羽	80羽	80羽
タヌキ	180匹	180匹	180匹
ハクビシン	200匹	200匹	200匹
アナグマ	150匹	150匹	150匹
ニホンザル	2匹	2匹	2匹
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
捕獲手段は、銃・わなによる捕獲を実施し、特にイノシシ、タヌキ、ハクビシン、アナグマの捕獲には、安全性の高い箱わなでの捕獲を推奨する。捕獲の実施予定時期は、原則4月1日～10月31日とし、対象鳥獣の被害状況に応じて捕獲期間を設定する。捕獲予定場所は、伊予市全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
被害防止のために、各種侵入防止柵の設置、わな又はライフル銃以外の銃器を使用した捕獲等が行われているにもかかわらず、被害が発生していることを鑑み、スコープ等を装着し、安全を確保した上で適切に実施することを条件に、ライフル銃の使用を許可する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	(補助事業)	(補助事業)	(補助事業)
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵：7,000m	ワイヤーメッシュ柵：7,000m	ワイヤーメッシュ柵：7,000m
タヌキ	電気柵：7,000m	電気柵：7,000m	電気柵：7,000m
ハクビシン	小動物用電気式ネット：800m	小動物用電気式ネット：800m	小動物用電気式ネット：800m
アナグマ	ワイヤーメッシュ取付用電気柵(イノシシ用)：400m	ワイヤーメッシュ取付用電気柵(イノシシ用)：400m	ワイヤーメッシュ取付用電気柵(イノシシ用)：400m
ニホンザル	ワイヤーメッシュ取付用電気柵(イノシシ+ハクビシン用)：700m	ワイヤーメッシュ取付用電気柵(イノシシ+ハクビシン用)：700m	ワイヤーメッシュ取付用電気柵(イノシシ+ハクビシン用)：700m
カラス類	(補助事業)	(補助事業)	(補助事業)
ヒヨドリ	防鳥網 1ha	防鳥網 1ha	防鳥網 1ha

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	設置した侵入防止柵等の維持管理、鳥獣の追上げ・追払いに係る指導の実施	設置した侵入防止柵等の維持管理、鳥獣の追上げ・追払いに係る指導の実施	設置した侵入防止柵等の維持管理、鳥獣の追上げ・追払いに係る指導の実施
カラス類			
ヒヨドリ			
タヌキ			
ハクビシン			
アナグマ			
ニホンザル			
ニホンジカ			

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

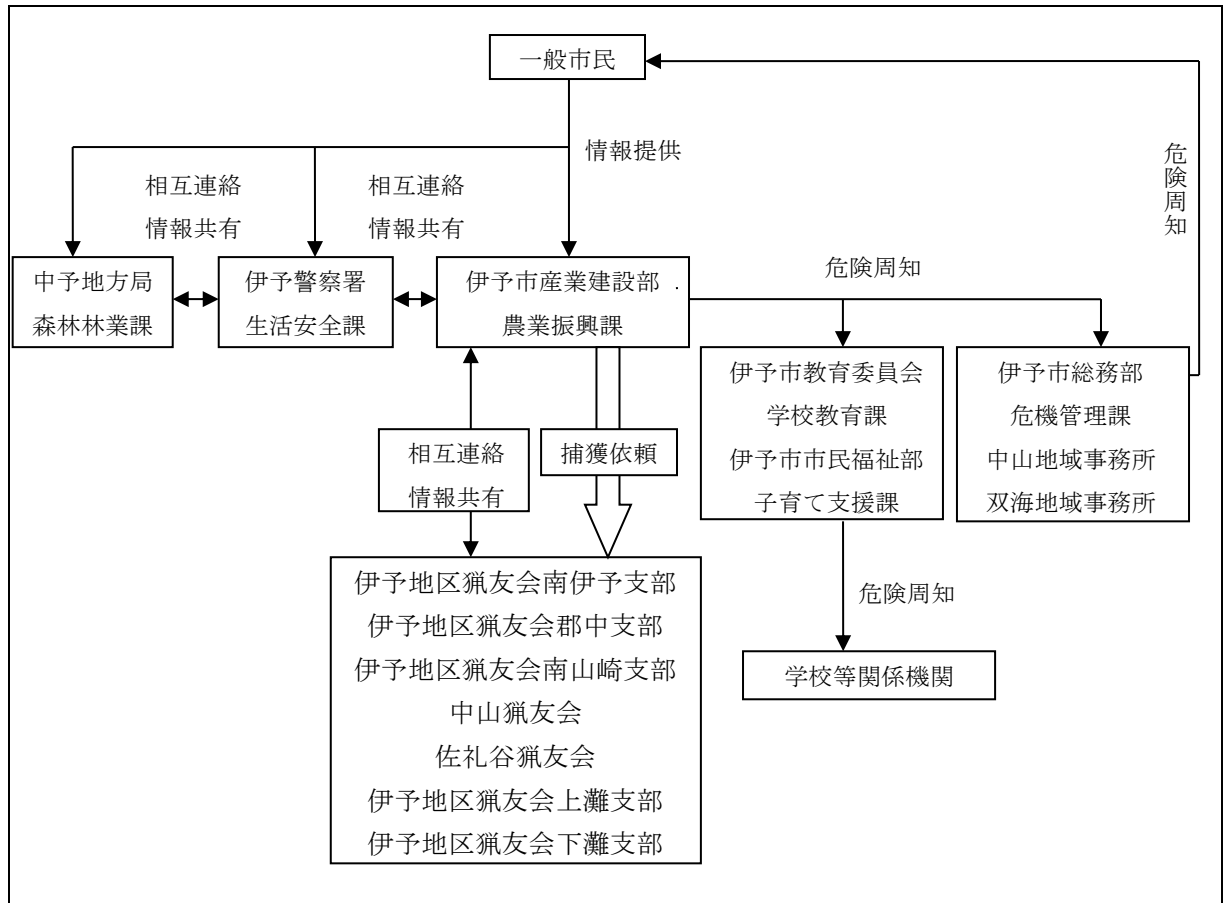
年度	対象鳥獣	取組内容
8～10	イノシシ カラス類 ヒヨドリ タヌキ ハクビシン アナグマ ニホンザル ニホンジカ	被害対策研修会等を開催し、鳥獣被害対策に関する知識及び技術の普及啓発に努める。 また、園地周辺部の草木の伐採による緩衝帯の設置や放棄農地管理、園地内への廃棄農作物を減らす等、野生鳥獣のエサ場にしない、近寄らせない環境整備を図っていく。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊予警察署生活安全課	現地調査、捕獲時の安全確認
伊予市産業建設部農業振興課	現地調査、捕獲許可、各関係機関の連絡調整
伊予市総務部危機管理課	防災無線による住民への危険周知
伊予市中山地域事務所	現地調査、各関係機関の連絡調整
伊予市双海地域事務所	現地調査、各関係機関の連絡調整
伊予市市民福祉部子育て支援課	保育園への危険周知
伊予市教育委員会学校教育課	幼稚園、小中学校への危険周知
愛媛県中予地方局 農林水産振興部森林林業課	現地調査、適切な捕獲指導
伊予地区猟友会南山崎支部 伊予地区猟友会郡中支部 伊予地区猟友会南伊予支部 中山猟友会 佐礼谷猟友会 伊予地区猟友会上灘支部 伊予地区猟友会下灘支部	現地調査、捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ及びニホンジカは、自家消費又は埋設処分する。  
カラス類、ヒヨドリ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ及びニホンザルは埋設処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

県内自治体の広域的な連携による対象鳥獣の利活用や、民間団体による食品等の利活用の動きがあれば支援を検討していく。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊予市鳥獣被害防止総合対策協議会
構成機関の名称	役割
伊予市産業建設部農業振興課	事務総括
伊予市中山地域事務所	地域事務所事務総括
伊予市双海地域事務所	
えひめ中央農業協同組合	鳥獣被害の把握、現地調査
南部営農支援センター	
愛媛県農業共済組合	
伊予森林組合	
伊予市広報区協議会農林部会	

伊予地区猟友会南山崎支部 伊予地区猟友会郡中支部 伊予地区猟友会南伊予支部 中山猟友会 佐礼谷猟友会 伊予地区猟友会上灘支部 伊予地区猟友会下灘支部	農業従事者の狩猟免許制度の周知 捕獲補助、捕獲指導、捕獲活動
愛媛県中予地方局森林林業課	狩猟免許の取得促進、適切な捕獲指導
愛媛県中予地方局農業振興課 地域農業育成室伊予農業指導班	防除の技術指導
伊予市農業委員会事務局	耕作放棄地の調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中予地区鳥獣害防止対策協議会 (愛媛県中予地方局農業振興課)	オブザーバー

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

伊予市鳥獣被害対策実施隊を平成26年8月13日設置。伊予市農業振興課職員（8名程度）で構成し、有害鳥獣の捕獲等に関する事、被害防止に係る情報の収集及び分析、被害防止技術等の向上及び普及指導等を行う。
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民に鳥獣害防止対策に関する知識を幅広く周知するため、講習会等を開催し、生息環境整備を推奨していく。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--